

マージン率等の情報提供について

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係る情報を提供いたします。(令和6年4月1日現在)

① 令和 6年 3月 31日付け 派遣労働者数

24人

② 令和 5年度 派遣先事業所数(実数)

事業所数 2社

③ 令和 5年度(令和 5年 9月 12日～令和 6年 3月 31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

14,400円(8時間 全業務平均)

④ 令和 5年度(令和 5年 9月 12日～令和 6年 3月 31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

10,400 円(8時間 全業務平均)

⑤ 令和 5年度(令和 5年 9月 12日～令和 6年 3月 31日) マージン率

27.8 %

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (原則、弊社派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (2025年3月31日)

締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者	訓練方法	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
職能別訓練	派遣労働者	eラーニング	無償	有給
職種転換訓練	派遣労働者	eラーニング	無償	有給
階層別訓練	派遣労働者	eラーニング	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 ※ 相談窓口 丹羽 徹 電話番号 049-265-5367

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

各種社会保険・有給休暇・定期健康診断・各種資格取得手当

事業所名 株式会社ビックリワーク
許可番号 派11-301653

(R6.4.1)